

市町村向け地方交付税の地域配分

町 田 俊 彦

<要 旨>

市町村向け地方交付税の地域配分で特徴的なことは、特別区（地方交付税の配分から排除されている）を除く全国市町村人口の1割に満たない人口3万人未満の小規模自治体に対して、主に「段階補正」の基準財政需要額の「割増効果」により全国の普通交付税の約1/3が配分されていることである。普通交付税の地域配分では、遠隔地域への配分比率が、小規模自治体への普通交付税の傾斜的配分に支えられて道府県より高いことが期待される。しかし、大都市圏1/4、地方圏3/4、うち遠隔地域44%前後という比率は道府県向けと市町村向けで差がない。費目構成と測定単位の差が影響して、基準財政需要額の地域配分において、道府県の方が市町村よりも地方分散的であることが主因である。コロナ禍鎮静後に「段階補正」は拡充したにもかかわらず、遠隔地域に対する普通交付税の配分比率は低下幅を拡げ、一般財源等の配分比率は低下を続けている。コロナ禍鎮静後の東京都の成長、遠隔地域の衰退と特徴づけられる地域格差の再拡大に対して、地方交付税は十分に是正する効果を発揮していない。

はじめに

本稿は主に道府県を対象とした拙稿「コロナ禍鎮静後の地方税と地方交付税の地域格差」の続編である⁽¹⁾。コロナ禍鎮静後、人口増減・人口移動や雇用増減において地域格差の再拡大が進行している。「東京都一極集中」として特徴づけられる東京都の成長と遠隔地域の衰退がコントラストをなしている。道府県税・道府県向け地方交付税の面からみると、遠隔地域の衰退が一般財源における対全国シェアの

低下、人口1人当たり基準財政収入額の対全国格差指数（全国平均を100とする指数）の低下として現れている。

本稿は続編として市町村向けの地方交付税（以下、普通交付税）の地域配分を分析する⁽²⁾。個々の自治体としては、普通交付税の配分から排除されている特別区を除く全国市町村を分析の対象とする。自治省・総務省は地方交付税法上、算定の対象となる「地方団体」は普通地方公共団体であると解釈しており、特別地方公共団体としての特別区は算定の対象とならない。普通交付税算定の対象は「都区合算」

(1) 町田俊彦 [2025Ⅱ] 「コロナ禍鎮静後の地方税と地方交付税の地域格差」『自治総研』2025年12月号。

(2) 地方自治総合研究所の地方財政研究会において、前掲・注記論文の概要を報告した際、飛田副所長から段階補正が適用されている市町村では道府県とは異なる地域配分が行われているのではないかという指摘を受けた。本稿はこの指摘を受け止めて、道府県向けと比較しつつ、市町村向け普通交付税の地域配分を分析した。

により都であり、各特別区は直接には対象外である⁽³⁾。

1 地域区分、類型区分と人口増減

(1) 地域区分と類型区分

市町村向け普通交付税の配分では、地域配分とともにその基礎にある人口規模を基準とする類型間配分も分析の対象とする。

『地方財政白書』では、市町村を大都市、中核市、施行時特例市、都市、町村に区分している。普通交付税算定結果もこの区分を使っている。普通交付税の配分に大きな影響を及ぼす人口規模からみると、中核市は一般市と隔絶しているわけではない。62の中核市のうち人口20万人未満の2市を除く60市の人口段階別内訳は表1の通りである。65万人超20市は全て政令指定都市であり、50万人～65万人の7市は全て中核市である。40万人～50万人、30万人～40万人は中核市が多くを占めるが、一般市も3市ずつ含まれる。20万人～30万人では中核市4/10、一般市6/10で一般市の方が多い。

本稿では『地方財政白書』の区分ではなく、政令指定都市以外の都市について人口段階により中都市と小都市に区分する。特別区を除く市町村の類型区分は下記の通りとする。各類型区分についても人口段階を設定する。小都市と町村について人口3万人

表1 人口段階別中核市と一般市の内訳
— 2023年3月1日現在 —

	中核市・ 一般市計	中核市	一般市
50万人～65万人	7	7	0
40万人～50万人	17	14	3
30万人～40万人	27	24	3
20万人～30万人	40	15	25

出所：『地方財政白書』より筆者作成

未満の自治体を「小規模自治体」としてその動きを注目する。財政調整機能が強化されたか、弱体化したかは小規模自治体に鋭く現れるからである。類型区分の基準となる人口等は各年度の指標ではなく、2025年1月1日現在の指標による。20市の政令指定都市のうち熊本市は2012年度に移行したが、2010年度の政令指定都市に含めている。

都市

大都市（政令指定都市）

中都市（人口20万人以上で大都市以外の都市）

小都市（人口20万人未満の都市）

町村

地域格差の動向は、大都市圏対地方圏という構図では十分には捉えられない。大都市圏内、さらには東京圏内でも分極化が進み、「東京都一極集中」が顕著になっている。地方圏においても大都市圏に隣接するか、工業が集積している中間地域とそれ以外の遠隔地域では分極化が進み、遠隔地域では衰退が顕著になっている。そこで本稿では下記の地域区分を用いる。

大都市圏

東京圏…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
名古屋圏…岐阜県、愛知県、三重県

大阪圏…京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

地方圏

中間地域…北関東（茨城県、栃木県、群馬県）、
甲信（山梨県、長野県）、東海（静岡県）、
近畿（滋賀県、和歌山県）、山陽（岡山県、
広島県、山口県）、北四国（徳島県、香川
県）、北九州（福岡県、佐賀県、長崎県、大
分県）

遠隔地域…北海道、東北（青森県、岩手県、宮

(3) 都区合算は3つの段階を経て行われている。第1の段階では、23区を1市町村とみなして基準財政収入額と基準財政需要額が算定される。第2の段階では、特別区が実施している事務と都が特別区域で実施している広域消防、上下水道、清掃（1999年度まで）、都市計画事業などの市町村事務（「大都市事務」）を一括して、基準財政需要額の「大都市分」として算出する。基準財政収入額には、区税等（特別区民税、たばこ税、地方消費税交付金等）と都が都税として特別区域で徴収している市町村税（固定資産税、法人住民税、目的税のうちの事業所税など）の75%が算入される。第3の段階は、都の広域自治体としての役割に着目して算定した「道府県分」と「大都市分」を合算して東京都の普通交付税算定結果とする。

城県、秋田県、山形県、福島県）、北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）、山陰（鳥取県、島根県）、南四国（愛媛県、高知県）、南九州（熊本県、宮崎県、鹿児島県）、沖縄県

（２） 類型別人口増減

普通交付税の基準財政需要額の変動では、測定単位の基礎となっている人口変動の影響が大きい。表2は各類型の人口を比較したものである。総務省「人口動態調査」（「住民基本台帳人口・世帯数表」として公表）による住民基本台帳人口である。2013年調査からは外国人住民の数も集計している。2014年調査から、調査時点を転勤などに伴う移動が多い3月31日から1月31日に変更している。2024年度に20の大都市には特別区を除く全国人口の1/4が集中している。対極に位置するのが小規模自治体である。人口3万人未満の都市は123、人口3万人未満の町村は872、合わせて995で、特別区を除く市町村の6割弱を占めるが、人口の対全国シェアは合わせて1割に満たない。

類型別に2010～2023年度の人口増加率をみる。類型区分は各年度の人口ではなく、2025年1月1日現

在の人口を適用している。特別区を除く市町村計は、2010～2015年度には0.42%増加したが、2015～2020年度には1.50%、2020～2023年度には1.57%減少している（表2参照）。一方、特別区の増加率は2010～2015年度7.6%、2015～2020年度4.0%、2020～2023年度0.7%と低下しているが、人口増加は続いている。東京都では自然減少率が高いものの、「東京都一極集中」による大幅な転入超過で社会増加率が高いために、2023年度には都道府県で千葉県（増加率0.02%）とともに数少ない人口増加（増加率0.65%）の団体となっている⁽⁴⁾。

2020年度まで人口増加率が高いのは地方中枢都市としての大都市である。対極に位置しているのが小規模自治体であり、5～8%前後の高い減少率を示している。

（３） 地域別人口増減

各類型の地域分布は各地域の人口変動に大きな影響を及ぼす。大都市と中都市の分布は大都市圏と地方圏がほぼ半分ずつで大きな偏りはない（表3参照）。小都市の分布は大都市圏1/3、地方圏2/3であるが、人口減少率が大幅な3万人未満では9割弱が地方圏に分布している。町村は8割が地方圏に

表2 市町村類型別人口

	実数（千人）				増減率（%）		
	2010年度	2015年度	2020年度	2023年度	2010～15	2015～20	2020～23
市町村計	118,365	118,860	117,081	115,242	0.42	-1.50	-1.57
大都市	25,770	27,334	27,549	27,549	6.07	0.79	0.00
中都市	30,727	31,207	30,595	30,698	1.56	-1.96	0.34
小都市	49,844	49,022	48,270	46,676	-1.65	-1.53	-3.30
うち3万人未満	3,378	3,186	2,924	2,694	-5.68	-8.22	-7.87
町村	12,024	11,297	10,667	10,319	-6.05	-5.58	-3.26
3万人以上	2,342	2,325	2,401	2,391	-0.73	3.27	-0.42
3万人未満	9,682	8,972	8,266	7,928	-7.33	-7.87	-4.09
小規模自治体	13,060	12,158	11,190	10,622	-6.91	-7.96	-5.08

注1) 2010年度は3月31日現在、2015年度以降は1月1日現在

2) 以下、特記しない限り、市町村数は特別区を除く。

出所：総務省「住民基本台帳人口・世帯数表」各年度より筆者作成

(4) コロナ禍鎮静後の人口の「東京都一極集中」については、町田俊彦 [2025 I] 5頁を参照のこと。

分布している。小規模自治体では遠隔地域に5割以上が分布している。

地域別人口増減では、地方圏の人口減少率は大幅であり、特に遠隔地域は減少率が2015～2020年度3.6%、2020～2024年度3.9%と高い（表4参照）。大都市圏は2010～2015年度の2.0%の増加から、

2015～2020年度の横ばいを経て、2020～2024年度には1.0%の減少に転じている。東京圏は2015～2020年度にはコロナ禍で東京都の転出数拡大の受け皿になったために、大都市圏の中で唯一増加した。コロナ禍鎮静後には東京都への人口逆流により、減少に転じている。

表3 各類型の市町村数の地域分布 — 2025年1月1日現在 —

	全国計	大都市圏	地方圏	地域別構成比 (%)	
				中間地域	遠隔地域
大都市	20 100.0	10 50.0	10 50.0	6 30.0	4 20.0
中都市	91 100.0	49 53.8	42 46.2	24 26.4	18 19.8
小都市	681 100.0	226 33.2	455 66.8	229 33.6	226 33.2
うち3万人未満	123 100.0	15 12.2	108 87.8	44 35.8	64 52.0
町村	926 100.0	179 19.3	747 80.7	262 28.3	485 52.4
うち3万人未満	862 100.0	151 17.5	711 82.5	241 28.0	470 54.5
小規模自治体	985 100.0	166 16.9	819 83.1	285 28.9	534 54.2

注：各類型の下段は地域別構成比 (%)

出所：総務省「住民基本台帳人口・世帯数表」2024年度より筆者作成

表4 地域別人口増減率

	実数 (人)				増減率 (%)		
	2010年度	2015年度	2020年度	2024年度	2010-15年度	2015-20年度	2020-24年度
市町村計	118,365,165	118,860,499	117,081,281	114,600,138	0.4	-1.5	-2.1
大都市圏	55,699,713	56,820,208	56,822,770	56,278,175	2.0	0.0	-1.0
東京圏	26,313,659	26,935,100	27,207,554	27,160,414	2.4	1.0	-0.2
名古屋圏	11,170,366	11,435,859	11,376,496	11,176,313	2.4	-0.5	-1.8
大阪圏	18,215,688	18,449,249	18,238,720	17,941,448	1.3	-1.1	-1.6
地方圏	62,665,452	62,040,291	60,258,511	58,321,963	-1.0	-2.9	-3.2
中間地域	32,744,773	32,688,636	31,956,353	31,111,605	-0.2	-2.2	-2.6
遠隔地域	29,920,679	29,351,655	28,302,158	27,210,358	-1.9	-3.6	-3.9

出所：総務省「住民基本台帳人口・世帯数表」各年度より筆者作成

2 普通交付税の配分

(1) 小規模自治体への傾斜的配分

普通交付税は小規模自治体に傾斜的に配分されている。小規模自治体の人口は全国計の1割に満たないが、全国の普通交付税の約1/3が配分されており、財政調整機能が発揮されているといえよう（表5参照）。以下、団体間の財政力格差を是正する役割を「財政調整機能」と呼ぶ。普通交付税は併せて地域間の財政力格差を是正する役割も果たしており、「地域格差是正機能」と呼ぶ。

人口規模が小さな市町村への普通交付税の傾斜配分を支えているのは段階補正である。2000年代半ばにピークとなった「平成の大合併」では、合併促進措置の一環として段階補正が改正された。段階補正の人口区分の最低基準が1998年度に4,000人、2002～2004年度には8,000人に統一された⁽⁵⁾。人口が8,000人を下回る市町村は、8,000人規模の市町村よりも割高な行政コストが勘案されないことになった。以後も標準団体（人口10万人）未満の市町村については、段階補正の大幅な縮減が行われた。

段階補正について政策転換が行われたのは「地域主権」を掲げた民主党政権（2009年8月成立）の下で2010年度以降である。「平成22（2010）年度普通

交付税の算定方法の改正について」では「段階補正については、標準団体（人口10万人）未満の市町村について過去大幅な縮減が行われたが、現下のこれらの市町村の財政状況をとりまく状況に鑑み、よりの確にゆえられるよう抜本的に見直し、700億円程度復元」としている⁽⁶⁾。

飛田博史〔2025〕は、段階補正は加算項目でないため需要額の増額効果を直接みることができないが、各需要項目の上限値による「割増効果」を推測することができるとしている。2015～2024年度の段階補正の上限値はそれ以前と比較して高止まりする傾向がみられ、人口減少傾向の中で測定単位の減少による需要額の影響を一定程度緩和する役割が高まっているとみることができるとの分析結果が示されている⁽⁷⁾。段階補正等の見直しは普通交付税の地方財政調整機能の強化に寄与したといえよう。

類型別の普通交付税の対全国シェアの推移をみると、2017年度における県費負担教職員の給与費の道府県から政令指定都市への移譲により、大都市のシェアは2015年度7.2%から2020年度9.5%に上昇している。対照的にシェアを低下させたのは中都市である。小規模自治体のシェアは、人口減少率が高いにもかかわらず、2015年度まで上昇したが、コロナ禍鎮静後の2020～2023年度には低下ないしは横ばいに転じている。

表5 普通交付税（決算額）の類型別対全国シェア

	2010年度	2015年度	2020年度	2023年度
市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
大都市	8.1	7.4	9.5	8.1
中都市	13.1	12.5	11.7	12.8
小都市	53.0	54.0	52.2	53.6
うち3万人未満	8.6	8.7	8.6	7.7
町村	25.8	26.1	26.6	25.4
3万人以上	1.2	1.2	1.4	1.4
3万人未満	24.6	24.9	25.2	24.0
小規模自治体	33.2	33.6	33.8	31.7

出所：総務省「市町村別決算状況調」各年度より筆者作成

(5) 町田俊彦編著〔2006〕41頁。

(6) 2010年度における段階補正等の見直しについては、黒野嘉之〔2010〕78頁による。

(7) 飛田博史〔2025〕38頁。

普通交付税の小規模自治体への傾斜的配分は、1人当たり金額が突出して高いことに示されている。普通交付税の各類型の交付水準について人口1人当たり額を全国平均=100とする対全国格差指数からみたのが表6である。対全国格差指数は人口の影響がどの程度普通交付税の配分に影響を及ぼしているかをみる指標となる。小規模自治体の格差指数は300を超えて著しく高い。大都市と中都市の格差指数は著しく低い。小規模自治体の格差指数は2020年度まで上昇したが、コロナ禍鎮静後の2020~2023年度には低下している。

(2) 地域配分

普通交付税の地域配分について道府県と市町村を比較するとほとんど差がない(表7参照)。普通交付税の類型別配分は地域配分に影響を及ぼしている。遠隔地域の人口は、特別区を除く全国市町村の1/4にすぎないが、市町村向け普通交付税の約45%が

配分されている。2023年度の人口1人当たり普通交付税の対全国格差指数をみると、大都市圏では49.6と低い(表8参照)。地方圏は148.4と高いが、中間地域では115.0と市町村平均を大幅に上回ってはいない。一方、遠隔地域は174.5と突出した高さを示している。小規模自治体が多数分布する遠隔地域には普通交付税が傾斜的に配分され、地域格差是正機能も発揮されている。それにもかかわらず普通交付税の地域配分からみた地域格差是正機能は、道府県と同レベルにとどまっている。

遠隔地域の対全国シェアは低下傾向を示しているが、コロナ禍鎮静後の2020~2023年度に47.0%から44.5%へ大幅に低下していることが注目される(表9参照)。2020年度まで上昇してきた遠隔地域の対全国格差指数は2020年度の194.3から2023年度の174.5へ低下している(表8参照)。コロナ禍鎮静後の2020~2024年度には人口・経済では成長する東京都と衰退する遠隔地域がコントラストをなしてい

表6 普通交付税(決算額)の類型別対全国格差指数

	2010年度	2015年度	2020年度	2023年度
市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
大都市	37.3	32.2	40.5	34.1
中都市	50.5	47.6	44.9	48.2
小都市	125.8	130.9	126.5	132.3
うち3万人未満	302.4	324.6	343.0	329.5
町村	253.7	274.5	301.5	284.0
3万人以上	58.2	59.9	60.1	68.3
3万人未満	301.0	330.1	357.3	349.0

出所：総務省「市町村別決算状況調」各年度より筆者作成

表7 道府県と市町村における普通交付税(決定額)の地域配分 — 2024年度 —

	実数(百万円)		対全国シェア(%)	
	道府県	市町村	道府県	市町村
全国計	9,232,538	8,314,489	100.0	100.0
大都市圏	2,156,276	1,982,714	23.4	23.8
東京圏	636,534	586,117	6.9	7.0
名古屋圏	475,459	394,442	5.1	4.7
大阪圏	1,044,283	1,002,155	11.3	12.0

出所：総務省「地方交付税関係計数資料」2024年度より筆者作成

表8 普通交付税（決定額）の地域別対全国格差指数

	2010年度	2015年度	2020年度	2023年度
市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
大都市圏	42.7	43.6	44.5	49.6
東京圏	21.6	23.6	24.6	30.8
名古屋圏	47.4	51.1	47.4	50.3
大阪圏	70.3	68.2	72.5	77.3
地方圏	150.9	151.6	152.3	148.4
中間地域	114.3	114.9	115.1	115.0
遠隔地域	191.0	192.5	194.3	174.5

出所：総務省「市町村別決算状況調」各年度より筆者作成

表9 普通交付税（決定額）の地域別対全国シェア

	2010年度	2015年度	2020年度	2023年度
市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
大都市圏	20.1	20.8	21.6	24.3
東京圏	4.8	5.3	5.7	7.3
名古屋圏	4.5	4.9	4.6	4.9
大阪圏	10.8	10.6	11.3	12.1
地方圏	79.9	79.2	78.4	75.8
中間地域	31.6	31.6	31.4	31.3
遠隔地域	48.3	47.5	47.0	44.5

出所：総務省「市町村別決算状況調」各年度より筆者作成

るが、道府県向けと同様に市町村向けも普通交付税は拡大する人口・経済の地域格差を是正する機能を弱めているのが特徴的である⁽⁸⁾。

3 基準財政需要額の地域配分

(1) 市町村と道府県の比較

基準財政需要額の地域配分について、個別算定経費のうちの主要4費目（合わせて個別算定経費の8割弱を占める）と包括算定経費について、市町村と道府県を比較したのが表10である。地方圏への配分比率について総計をみると、市町村では57.3%で道府県（62.4%）よりも低い。市町村では、段階補正等の需要額の割増効果が大幅な小規模自治体が多く

分布するにもかかわらず、地方圏への配分比率が道府県よりも低いのはなぜか。

地域配分は費目によって差があるので、費目構成の差が影響する。教育費の地方圏への配分比率は道府県では65.9%で市町村（51.6%）を大幅に上回る（表10参照）。うち小学校費と中学校費では道府県の地方圏への配分比率は70%前後で特に高く、教育費を地方分散型にしている。

教育費の地方圏への配分比率の市町村と道府県の大幅な格差には、測定単位の差が影響していると考えられる。県費負担教職員の給与費を支出する道府県の小学校費と中学校費では、測定単位は教職員数である。市町村の小学校費と中学校費では、測定単位は生徒数、学級数、学校数である。小学校費につ

(8) 成長する東京都と衰退する遠隔地域については、町田俊彦 [2025 I] 5頁、9～13頁を参照のこと。

表10 費目別基準財政需要額（算定結果）の大都市圏・地方圏への配分 — 2023年度 —

		総計	土木費					
			道路	港湾	都市計画	公園	下水道	
市町村	実数（百万円）	26,313,728	2,074,766	907,364	49,703	158,596	110,409	644,829
	構成比（％）	100.0	7.9	3.4	0.2	0.6	0.4	2.5
	計（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大都市圏（％）	42.7	34.0	28.4	29.8	57.1	45.6	30.5
	地方圏（％）	57.3	66.0	71.6	70.2	42.9	54.4	69.5
道府県	実数（百万円）	22,389,922	1,075,581	701,086	63,487	—	—	—
	構成比（％）	100.0	4.8	3.1	0.3	—	—	—
	計（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—
	大都市圏（％）	37.6	20.6	21.5	20.4	—	—	—
	地方圏（％）	62.4	79.4	78.5	79.6	—	—	—
		厚生労働費	生活保護	社会福祉	保健衛生	こども	高齢者	その他
市町村	実数（百万円）	11,205,477	91,581	953,584	1,528,291	3,033,181	3,894,768	804,072
	構成比（％）	42.6	0.4	3.6	5.8	11.5	14.8	3.1
	計（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大都市圏（％）	46.2	53.7	44.3	43.8	46.8	44.2	37.3
	地方圏（％）	53.8	46.3	55.7	56.2	53.2	55.8	62.7
道府県	実数（百万円）	6,117,230	87,946	851,944	1,579,564	1,626,921	3,550,421	47,305
	構成比（％）	27.3	0.4	3.8	7.1	7.3	15.9	0.2
	計（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大都市圏（％）	44.7	39.7	39.7	39.1	40.0	48.6	40.3
	地方圏（％）	55.3	60.3	60.3	60.9	60.0	51.4	59.7
		教育費	公債費			個別算定経費計	包括算定経費	
			小学校費	中学校費	高等学校費			
市町村	実数（百万円）	3,000,090	814,421	379,675	84,211	2,963,211	24,090,766	2,437,547
	構成比（％）	11.4	3.1	1.4	0.3	11.3	91.6	9.3
	計（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大都市圏（％）	48.4	41.8	40.8	52.9	37.3	43.0	40.2
	地方圏（％）	51.6	58.2	59.2	47.1	62.7	57.0	59.8
道府県	実数（百万円）	5,548,239	1,896,789	1,061,605	1,287,226	3,001,653	21,125,857	1,264,065
	構成比（％）	24.8	8.5	4.7	5.7	13.4	94.4	5.6
	計（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大都市圏（％）	34.1	30.6	29.6	34.2	38.3	38.3	26.5
	地方圏（％）	65.9	69.4	70.4	65.8	61.7	61.7	73.5

注1) 総計と土木費・厚生労働費・教育費には上記以外の費目が含まれる。
 2) 市町村計と東京圏から東京都大都市分に計上されている特別区分を控除している。
 3) こどもはこども・子育て費、高齢者は高齢者保健福祉費。

出所：総務省「地方交付税関係計数資料」2024年度より筆者作成

いて地方圏の対全国シェアをみると、道府県（教職員数）では62.2%、市町村では生徒数56.2%、学級数59.3%、学校数63.6%となっている。生徒数当たりと学級数当たりでは、地方圏の教職員は大都市圏よりも多く配置されている。その結果、教職員数を測定単位とする道府県の方が、生徒数と学級数を測定単位とする市町村よりも小学校費・中学校費の地方圏への配分比率が高くなる。費目別構成をみると、教育費は道府県においては1/4を占めて厚生労働費とともに二大費目となっており、その地方圏への高い配分比率は市町村と比較して強い地方分散的性格を規定している。

土木費の地方圏への配分比率についても市町村は66.0%で道府県（79.4%）を下回る。道府県では地方分散型の道路、港湾、漁港が大半を占めるが、市町村では大都市集中型の都市計画や50%台で中立型の公園が計上されているからである。

市町村では厚生労働費は42.6%を占めて最大の費目であり、道府県の27.3%を大幅に上回るが、地方圏への配分比率は55%前後でほとんど差がない。生活保護では都市部では市、町村では都道府県が分担しているので、道府県の地方圏への配分比率は高い⁽⁹⁾。

公債費も地方分散型であるが、地方圏への配分比率は62%前後であり、市町村と道府県で差がない。地方圏への配分比率は個別算定経費では道府県が市

町村を4.7ポイント上回っているが、包括算定経費では道府県が73.5%で市町村（59.8%）を13.7ポイント上回っている。包括算定経費の構成が、道府県では人口基準3/4、面積基準1/4となっており、市町村の人口基準4/5、面積基準1/5と比較して面積基準のウェイトが高く、地方圏への配分比率を高めている。

（2） 類型別配分

基準財政需要額の類型別対全国シェアをみると、2015～2020年度に大都市で21.4%から24.1%に上昇し、他の類型では3万人未満の町村を除き低下している（表11参照）。2017年度に県費負担教職員の給与費の道府県から政令指定都市への移譲が行われ、大都市の教育費の基準財政需要額が増額されたことによる。2020～2023年度には大都市のシェアが低下し、他の類型のシェアは3万人未満の町村を除き上昇している。シェアが低下してきた小規模自治体のうち、3万人未満の小都市のシェアの低下が小幅となり、3万人未満の町村のシェアは横ばいに転じている。

基準財政需要額の類型別対全国格差指数をみると、2015～2020年度には大都市の格差指数は上昇し、中都市と小都市の格差指数は低下している（表12参照）。注目されるのは小規模自治体の格差指数は上

表11 基準財政需要額（決算額）の類型別対全国シェア

	2010年度	2015年度	2020年度	2023年度
市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
大都市	21.4	21.4	24.1	22.3
中都市	21.7	21.8	20.7	21.1
小都市	41.9	42.4	39.5	42.8
うち3万人未満	4.4	4.2	4.0	3.9
町村	15.0	14.4	15.7	13.8
3万人以上	1.7	1.6	1.7	1.7
3万人未満	13.3	12.8	14.0	12.0
小規模自治体	17.7	17.0	16.0	15.9

出所：総務省「市町村別決算状況調」各年度より筆者作成

(9) 福祉事務所を設置して生活保護行政を担当している町村があるが、2023年度決算で66町村（設置町村が多いのは、鳥取県13、島根県11、広島県9、茨城県7、神奈川県6である）にすぎない。

昇傾向を示しており、コロナ禍鎮静後の2020～2023年度の上昇が大幅であることである。主に段階補正の見直しに支えられた需要額の割増効果の拡大によると考えられる。段階補正の上限値が引き上げられた費目は2015～2020年度には年4～5であるが、2021年度には9、2022年度には7にはね上がっており、段階補正が強化されている⁽¹⁰⁾。その効果は、小規模自治体の低下してきた基準財政需要額における対全国シェアが小幅化したり、横ばいに転じた点に現れている。

(3) 地域配分

基準財政需要額の地域別対全国格差指数をみると、大都市圏87～88、地方圏111～112で安定的に推移している(表13参照)。最も高い遠隔地域の格差指数

は2020年度まで低下したが、2020～2023年度には反転しており、類型別配分における小規模自治体の動向を反映している。

各地域の基準財政需要額の対全国格差指数が安定的であることは、その対全国シェアが測定単位の基本である人口の変動格差をストレートに反映していることを意味している。基準財政需要額の地域別対全国シェアをみると変化がなだらかである点が特徴的であるが、大都市圏では上昇しており、東京圏の上昇が最も大幅で、名古屋圏がこれに次ぐ(表14参照)。地方圏のうち中間地域のシェアはおおむね横ばいである。遠隔地域のシェアは低下傾向を示しており、高い人口減少率の影響を「段階補正」等による需要額の割増効果で除去しきれていない。

表12 基準財政需要額(決算額)の類型別対全国格差指数

	2010年度	2015年度	2020年度	2023年度
市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
大都市	98.2	92.3	102.6	93.3
中都市	83.8	82.6	79.3	79.3
小都市	99.5	102.0	100.5	105.8
うち3万人未満	153.4	142.6	160.4	166.0
町村	147.4	150.6	155.3	153.6
3万人以上	83.4	83.5	82.9	82.2
3万人未満	162.9	168.0	169.3	175.1

出所：総務省「市町村別決算状況調」各年度より筆者作成

表13 基準財政需要額(算定結果)の地域別対全国格差指数

	2010年度	2015年度	2020年度	2023年度
市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
大都市圏	88.0	87.2	87.4	87.2
東京圏	79.6	79.9	80.1	79.6
名古屋圏	91.3	91.4	91.2	90.2
大阪圏	97.9	95.0	96.1	96.7
地方圏	110.7	111.8	111.8	112.3
中間地域	98.6	102.2	103.5	103.3
遠隔地域	124.0	122.4	121.3	122.6

出所：総務省「地方交付税関係計数資料」各年度より筆者作成

(10) 飛田博史 [2025] 38頁、図表13による。

4 基準財政収入額と地方税の地域配分

(1) 基準財政収入額の類型別分布

基準財政収入額の類型別対全国シェアを示すと表15の通りである。変動が小幅であるのが特徴的である。2017年度に行われた県費負担教職員の給与費の道府県から政令指定都市への移譲に対応して、個人住民税所得割2%分が移譲されたことにより、2015～2020年度には大都市のシェアが上昇し、他のほとんどの種類のシェアが低下している。

コロナ禍鎮静後の2020～2023年度には小都市のシェアが上昇、大都市と中都市のシェアが低下して

いる。小規模自治体のうち3万人未満の町村の対全国シェアは2020年度まで低下したが、2023年度には横ばいに転じている。

(2) 基準財政収入額の地域配分

基準財政収入額の地域配分をみると、大都市圏の比率は市町村では52.0%で道府県（47.3%）を上回っている（表16参照）。市町村と道府県とを比較すると、市町村では地方圏の基準財政需要額の対全国シェアは低いが、基準財政収入額におけるシェアも低いために、普通交付税の地域配分では両者はほぼ同率になっている。

基準財政収入額の地域配分の推移をみると、類型別分布以上に安定的である（表17参照）。

表14 基準財政需要額（算定結果）の地域別対全国シェア

	2010年度	2015年度	2020年度	2023年度
市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
大都市圏	40.8	41.7	42.6	42.7
東京圏	17.4	18.1	18.7	18.8
名古屋圏	8.5	8.8	8.9	8.8
大阪圏	14.9	14.8	15.0	15.1
地方圏	59.2	58.3	57.4	57.3
中間地域	28.3	28.1	28.0	28.1
遠隔地域	30.9	30.2	29.4	29.2

出所：総務省「地方交付税関係計数資料」各年度より筆者作成

表15 基準財政収入額（決算額）の類型別対全国シェア

	2010年度	2015年度	2020年度	2023年度
市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
大都市	26.5	27.2	29.9	28.6
中都市	25.9	26.1	24.7	24.6
小都市	38.4	38.1	37.2	38.5
うち3万人未満	2.3	2.2	2.3	2.1
町村	9.1	8.6	8.3	8.3
3万人以上	1.9	1.9	1.9	1.9
3万人未満	7.2	6.7	6.4	6.4
遠隔地域	9.5	8.9	8.7	8.5

出所：総務省「市町村別決算状況調」各年度より筆者作成

大都市圏の中では、東京都が除かれているにもかかわらず、東京圏の対全国シェアが上昇傾向を示しているのが注目される。地方圏では中間地域が26%台、遠隔地域が21%台で安定している。

(3) 地方税の地域配分

地方税の地域配分をみよう。大都市集中型の法人関係税のウエイトが高い道府県税は、普遍性に富む固定資産税が個人住民税とともに基幹税である市町村税よりも1人当たり税収の地域格差が大きいとみられてきた。2023年度における都道府県別税収の変動係数をみると、道府県税は15.6%で市町村税(20.4%)を下回っている。東京都と特別区を含むケースでは、大都市圏への配分比率は道府県税では

57.6%で市町村税(60.8%)よりも低い(表18参照)。

道府県税の方が地域格差が小さくなっている主な理由は次の通りである。

- ① 道府県税体系で地方消費税が最大の税目になっている。2017年度改正で清算基準における人口基準の活用が大幅に引き上げられた結果、地域格差は大幅に縮減している。1人当たり地方消費税の対全国格差指数の最高値は東京都の106.7であり、法人住民税の289.8、法人事業税の257.0と比較して著しく低い。
- ② 法人事業税は偏在是正措置としての国税化により、構成比が低下している。
- ③ 地価の地域格差は大幅になり、固定資産税の土地分で東京都の対全国格差指数は224.4と際立って高い。面積当たり評価水準が高いオフィスの都心集中により、東京都の家屋分の格差指数は132.0と高い。東京都の固定資産税の格差指数は158.4で個人住民税(153.3)と同水準であり、普遍性に富む税ではなくなっている。

特別区を含まない市町村税の分布では大都市圏の比率は58.7%に低下するが、東京都を含まない道府県税の47.9%を10ポイント以上上回っている。遠隔地域の比率をみると、市町村税では18.3%で道府県税を5ポイント以上下回っている。

市町村税の地域別対全国シェアをみると、2010～2020年度に大都市圏では上昇、地方圏では低下しているが、変化は小幅である(表19参照)。コロナ禍

表16 市町村と道府県における基準財政収入額(算定結果)の地域配分 — 2023年度 —

	%	
	市町村	道府県
全国計	100.0	100.0
大都市圏	52.0	47.3
東京圏	24.7	19.5
名古屋圏	11.0	11.6
大阪圏	16.4	16.1
地方圏	48.0	52.7
中間地域	25.0	28.6
遠隔地域	23.0	24.1

出所：総務省「市町村別決算状況調」2023年度より筆者作成

表17 基準財政収入額(決算額)の地域別対全国シェア

	%			
	2010年度	2015年度	2020年度	2023年度
市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
大都市圏	51.9	51.3	51.8	51.9
東京圏	23.9	24.1	24.4	24.6
名古屋圏	10.8	11.0	11.0	11.0
大阪圏	17.1	16.2	16.3	16.3
地方圏	48.1	48.7	48.2	48.2
中間地域	26.4	26.8	26.5	26.4
遠隔地域	21.7	21.8	21.8	21.8

出所：総務省「市町村別決算状況調」各年度より筆者作成

表18 道府県税と市町村税の地域配分 — 2023年度 —

	道府県税		市町村税	
	東京都を含む	東京都を含まない	特別区を含む	特別区を含まない
全国計	100.0	100.0	100.0	100.0
大都市圏	57.6	47.9	60.8	58.7
東京圏	34.4	19.5	37.1	33.6
名古屋圏	9.6	11.7	9.4	9.9
大阪圏	13.6	16.7	14.4	15.2
地方圏	42.4	52.1	39.2	41.3
中間地域	23.0	28.2	21.8	23.0
遠隔地域	19.4	23.9	17.4	18.3

出所：総務省「地方税に関する参考計数資料」2023年度、「市町村別決算状況調」2023年度（特別区分）より筆者作成

表19 市町村税の地域別対全国シェア

		2010年度	2015年度	2020年度	2023年度
市町村税計	市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
	大都市圏	57.3	58.0	58.7	58.7
	東京圏	32.1	32.8	33.7	33.6
	名古屋圏	9.8	10.1	10.0	9.9
	大阪圏	15.3	15.1	15.1	15.2
	地方圏	42.7	42.0	41.3	41.3
	中間地域	24.0	23.5	23.0	23.0
遠隔地域	18.7	18.5	18.3	18.3	
個人住民税	市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
	大都市圏	55.6	55.2	57.5	56.4
	東京圏	29.0	28.5	31.3	29.5
	名古屋圏	10.5	10.8	10.4	10.5
	大阪圏	16.1	15.9	15.8	16.4
	地方圏	44.4	44.8	42.5	43.6
	中間地域	25.1	25.2	23.8	24.5
遠隔地域	19.3	19.7	18.7	19.2	
固定資産税	市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0
	大都市圏	56.4	57.6	57.9	58.1
	東京圏	32.2	33.5	33.9	34.3
	名古屋圏	9.8	9.8	10.0	9.8
	大阪圏	14.4	14.3	14.0	14.1
	地方圏	43.6	42.4	42.1	41.9
	中間地域	24.3	23.5	23.3	23.0
遠隔地域	19.3	18.8	18.8	18.9	

出所：総務省「地方税に関する参考計数資料」各年度、「市町村別決算状況調」各年度（特別区分）より筆者作成

鎮静後の2020～2023年度には大都市圏と地方圏のシェアは横ばいになっている。主要な税目についてみると、個人住民税では地方圏のシェアが上昇、固定資産税では大都市圏のシェアが上昇している。遠隔地域の場合、前述したように基準財政収入額における対全国シェアが横ばいになっているのは地方税のシェアの動向を反映している。

むすび

市町村向け普通交付税の地域配分で特徴的なことは、特別区（普通交付税の配分から排除されている）を除く全国市町村人口の1割に満たない人口3万人未満の小規模自治体に全国の普通交付税の約1/3が配分されていることである。基準財政需要額の割増効果により、人口規模が小さな市町村への普通交付税の傾斜配分を支えているのは段階補正である。

2000年代半ばにピークとなった「平成の大合併」では、合併促進措置の一環として段階補正が縮減されたが、2010年度に「地域主権」を掲げた民主党政権の下で拡充へ政策転換が行われた。

市町村の普通交付税の地域配分では、「東京都一極集中」の対極で衰退しつつある遠隔地域への配分比率が、小規模自治体への普通交付税の傾斜的配分に支えられて道府県よりも高いことが期待される。実態としては大都市圏1/4、地方圏3/4、うち遠隔地域44%前後という比率は道府県向けと市町村向けで差がない。費目構成と測定単位の差が影響して、基準財政需要額の地域配分において、道府県の方が市町村よりも地方分散的であることが主因である。一般財源の地域配分をみても、大都市圏と地方圏の配分比率が道府県の4対6に対して、市町村では5対5となっており、市町村向けの普通交付税の地域格差是正機能は弱い（表20参照）。

表20 一般財源の地域別対全国シェア・対全国格差指数

		市町村				道府県
		2010年度	2015年度	2020年度	2023年度	2023年度
対全国シェア (%)	市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大都市圏	45.9	46.6	47.8	48.2	39.4
	東京圏	23.7	24.5	25.3	25.7	15.2
	名古屋圏	8.2	8.5	8.6	8.4	9.4
	大阪圏	13.9	13.6	14.0	14.1	14.8
	地方圏	54.1	53.4	52.2	51.8	60.6
	中間地域	26.5	25.8	25.5	25.4	29.7
遠隔地域	27.7	27.6	26.7	26.3	30.9	
対全国格差指数	市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大都市圏	97.4	97.5	98.5	98.2	83.8
	東京圏	106.8	108.3	108.7	108.3	73.8
	名古屋圏	87.4	88.4	88.4	86.5	92.6
	大阪圏	90.2	87.5	89.7	90.2	91.0
	地方圏	102.3	102.3	101.4	101.7	114.4
	中間地域	95.7	93.8	93.5	93.7	105.2
遠隔地域	109.5	111.7	110.3	110.9	124.8	

注：一般財源＝地方税＋地方譲与税＋地方交付税

出所：総務省「地方税に関する参考計数資料」各年度、「市町村別決算状況調」各年度（市町村計と東京圏から控除した特別区分）より筆者作成

コロナ禍鎮静後に「段階補正」は拡充したにもかかわらず、遠隔地域に対する普通交付税の配分比率は低下幅を拡げ、一般財源等の配分比率は低下を続けている。コロナ禍鎮静後の東京都の成長、遠隔地域の衰退と特徴づけられる地域格差の再拡大に対して、普通交付税は十分に是正する効果を発揮してい

ない。コロナ禍鎮静後の2020～2023年度には、遠隔地域の一般財源の対全国シェアは低下に転じ、対全国格差指数の上昇は2010～2015年度と比較して小幅になっている。地域格差の再拡大に対して普通交付税は是正する機能を弱めている。

(まちだ としひこ 専修大学名誉教授)

キーワード：普通交付税／基準財政需要額／小規模自治体／段階補正／大都市圏・地方圏

【参考文献】

- 黒野嘉之 [2010] 「平成22年度普通交付税の算定方法の改正について（基準財政需要額）」『地方財政』2010年9月号。
進 龍太郎 [2017] 「平成29年度普通交付税の算定方法の改正について（基準財政需要額）」『地方財政』2017年9月号。
飛田博史 [2025] 「2024年度普通交付税算定結果の検証」『自治総研』2025年4月号。
町田俊彦編著 [2006] 『「平成大合併」の財政学』公人社。
町田俊彦 [2025 I] 「コロナ禍鎮静後の地域格差の再拡大と人口・産業：成長する東京都と衰退する遠隔地域」『自治総研』2025年4月号。
町田俊彦 [2025 II] 「コロナ禍鎮静後の地方税と地方交付税の地域格差」『自治総研』2025年12月号。
宮崎正志「令和6年度普通交付税の算定方法の改正について（基準財政需要額）」『地方財政』2024年9月号。